

有機農産物の日本農林規格

(目的)

第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機農産物の生産の原則)

第2条 有機農産物の生産の原則は次のとおりとする。

- (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。
- (2) 採取場(自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。)において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取されること。

(定義)

第3条 この規格において、有機農産物とは、第4条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
ほ場等の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬(別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。)が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。</li> <li>2 次のいずれかによること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 多年生作物(牧草を除く。)を生産する場合にあってはその最初の収穫前に3年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては播種又は植付け前に2年以上(開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農作物の生産を開始した場合にあっては播種又は植付け前1年以上)の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は植付ける種苗の基準及びほ場等における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。</li> <li>(2) 転換期間中のほ場((1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件を満たさないものをいう。)については収穫前1年以上の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は植付ける種苗の基準及びほ場等における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。</li> </ol> </li> <li>3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来しない一定の区域で、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。</li> </ol>
ほ場等における肥培管理	<p>当該ほ場等(ほ場及び採取場をいう。以下同じ。)において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用その他の当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること(当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のみを使用していること。)</p>
ほ場に播種又は植付ける種苗	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準に適合する種苗(種子、苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。)を使用すること。ただし、通常の方法によってはその入手が困難な場合にはこの限りではない。</li> <li>2 組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、D</li> </ol>

	NAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。)を用いて生産されたものでないこと。
ほ場等における有害動植物の防除	耕種の防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。)及び生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を補食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。)又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること(農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種の防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合であっては、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。)
輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	1 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程においては、有機農産物以外の農産物が混合しないように管理されていること。 2 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程において有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材は、別表2に掲げる農薬及び別表3に掲げる調製用等資材(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。)のみであること。 3 病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。 4 生産された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。

(有機農産物の名称の表示)

第5条 有機農産物の名称の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
表示の方法	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機農産物」 (2) 「有機栽培農産物」 (3) 「有機農産物」又は「(有機農産物)」 (4) 「有機栽培農産物」又は「(有機栽培農産物)」 (5) 「有機栽培」又は「(有機栽培)」 (6) 「有機」又は「(有機)」 (7) 「オーガニック〇〇」又は「(オーガニック)」 (注) 「」には、その一般的な農産物の名称を記載すること。 2 前項の規定にかかわらず採取場において採取された農産物にあつては前項の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載し、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては前項に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

別表1

肥料及び土壌改良資材	基 準
農産物及びその残さに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
家畜及び家禽排泄物に由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
食品製造業等に由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
生ゴミに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
バーク堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。

魚かす粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
なたね油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
米ぬか油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
大豆油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
蒸製骨粉	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
窒素質グアノ	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
乾燥藻及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
草木灰	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
貝化石肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然鉱石を水洗精製したものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土肥料	ニガリを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。
水酸化苦土肥料	天然鉱石を粉砕したものであること。
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
微量元素	マンガン、ほう素等微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合で微量元素以外の化学的に合成された物資が添加されていないものであること。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであ



ワックス水和剤 二酸化炭素剤 ケイソウ土剤	保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。
-----------------------------	--

(注) 農薬の使用に当たっては、農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表 3

調 製 用 等 資 材	基 準
炭酸カルシウム 水酸化カルシウム 二酸化炭素 窒素 エタノール カゼイン ゼラチン 活性炭 タルク ベントナイト カオリン ケイソウ土 パーライト DL - 酒石酸 L - 酒石酸 DL - 酒石酸水素カリウム L - 酒石酸水素カリウム DL - 酒石酸ナトリウム L - 酒石酸ナトリウム クエン酸 微生物由来の調製用等資材 酵素 卵白アルブミン アイシングラス 植物油脂 樹脂成分の調製品 ヘーゼルナッツの殻 その他の調製用等資材	農産物の輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装等の工程に必要な不可欠である資材であって、天然物質又は天然物質に由来するもので化学的に合成された物質を添加していないものであること。